

麻生区地域コミュニティ活動支援事業

募集のお知らせ

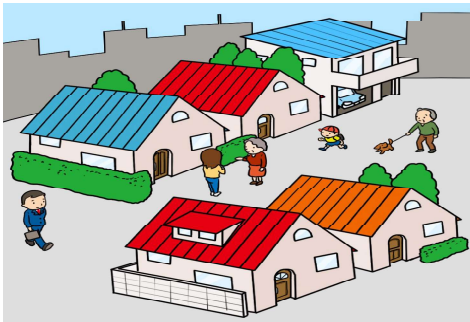
この事業は、地域の中で人が集い、地域に愛着を持ち、お互いの良い関係が築ける活動を支援するために、麻生区で活動するボランティアや市民活動団体が、地域の新たなコミュニティづくりにつながる公益性の高い「事業」を行う場合に、その事業資金の一部を支援するものです。

募集期間 2月1日(水)～2月28日(火)※必着

募集説明会 初めて応募をお考えの団体は、いずれかに、ご参加ください(必須)。
2月3日(金)、10日(金) いずれも14時から16時 @麻生市民交流館やまゆり
助成の内容、申請にあたっての留意点・記入方法・注意点など

前年度事業報告会 2022年度に助成を受けた6団体の成果報告会
4月7日(金) 13時30分～16時30分 @麻生市民交流館やまゆり 2階会議室
審査会(4月14日 13時30分～)への参考として参加下さい。

審査会 公開プレゼンテーション
4月14日(金) 13時30分～ @麻生市民交流館やまゆり 2階会議室



申請・問合せ先

麻生市民交流館やまゆり

運営：認定NPO法人あさお市民活動団体サポートセンター

「地域コミュニティ活動支援事業」 担当：海崎、重田

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生 1-11-5

電話：044-951-6321

FAX：044-951-6467

HP：<https://yamayuri.ne.jp>

▶申請受付 月～金曜日 9：30～17：00（土日、祝日の受付は行っておりません）

やまゆり HP



バリアフリー情報



1 応募できる団体

麻生区に活動拠点があり、メンバーが5名以上の団体。応募できる事業は1団体につき1事業です。1団体につき助成を受けられる回数は累計3回を上限とします。(2022年度までの助成も含まれます)

2 募集する事業

麻生区の新たなコミュニティづくりに繋がる公益性の高い個別の事業とします。気軽に参加できる事業を企画して下さい(2023年4月1日現在で発足3年未満の団体については、現在行っている事の申請であっても可です)

？「新たな」とは？

…取組の内容を拡大する、これまでの活動を新たに別の場所でも実施する、他の団体と協力して催しを開催するなど、それまでとは違った新しい展開があるものです。

？「コミュニティづくり」とは？

…人と人のつながりや協力関係を持てる活動になるものです。

？「個別の事業」とは？

…具体的に実施する事業のことです。団体の活動そのものではありません。

例えば

高齢者支援グループが合同でシルバー文化祭を開催し、地域の高齢者の方々に楽しんでほしい。

緑のボランティアが世話する公園が増えた。
地域住民に活動を知らせるチラシ作成やイベントを実施したい。

子どもの交流イベントを開催している。
プログラムを増やして、もっと参加年齢を上げたい。

健康クラブと郷土研究会が一緒に企画して、区内文化財ウォークを実施したい。

音楽団体の地域活動として、病院や児童施設に出向いて訪問コンサートや体験授業を行いたい。

※次の事業は対象外とします。

- ① 営利活動又は特定の個人・団体のみが利益を受けるもの(受益者負担の活動となります)
- ② 政治活動・宗教活動・選挙活動を目的としたもの
- ③ 事業実施を伴わない調査のみを目的としたもの
- ④ すでに事業実施されているもの(例外あり)
- ⑤ 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助助成を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの

3 応募方法

提出書類

「麻生市民交流館やまゆり」に持参または郵送してください。(2/1から2/28 最終〆切)

- ① 麻生区地域コミュニティ活動支援事業申請書(様式1)
- ② 団体概要書(様式2)
- ③ 事業経費計算書(様式3)
- ④ スケジュール(予定)(様式4)

4 事業の実施期間

助成金交付の日から2024年3月17日(金)まで

5 助成額

1事業あたり、対象合計経費の80%以内でかつ10万円以内とします。※審査により申請額

が満額認められない場合があります。なお、2023年度の助成金総額は60万円の予定です。

6 助成対象となる経費

- ① 謝金（講師謝礼等 ※団体メンバーへの謝礼は認められません）
- ② 交通費（事業実施にともなう交通費）（※タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等は認められません）
- ③ 印刷製本費（チラシ・ポスター・資料などの印刷費）
- ④ 通信運搬費（通知・資料送付用の郵送料）（※団体運営に係る経常的な経費（例：電話代等）は認められません）
- ⑤ 消耗品費（事務用品等 単価は2万円未満とします）
※ほかの事業でも使用でき、かつ、定着性を有し汎用性の高い事務機器、家電、機械装置等、比較的長期間商品価値を留め、長期の使用に耐えられるもの、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない物、店舗等が発行するポイントで購入したもの等は認められません。
- ⑥ 保険料（行事保険）
- ⑦ 賃借料（会場使用料、機材等レンタル料など）
※団体メンバーが所有する会場の使用料は経費として認められません
- ⑧ その他（別途相談としますがガイドラインは以下です）

※ 申請助成金の費目間流用は、原則として認められませんが、やむを得ず経費配分に変更が生じた場合はご相談ください。

※ 麻生区外での活動（練習、リハーサルなど）に係る経費は原則対象外ですが、やむをえない事情がある場合は、ご相談下さい。

※以下の経費は、認められません

：団体の経常的な運営に関する経費（例：スタッフ人件費、光熱水費）：懇親のための飲食に係る経費、土産等購入費（但し、会議、イベント等開催時におけるお茶代は除く）

：他団体が主催する講座、研修会等への参加費や負担金：社会通念上適切ではないと認める経費

7 選考方法

事前提出書類（様式1から4）、及び 4月14日（金）13:30～ に開催する公開プレゼンテーションにより、審査します。模造紙2枚にまとめて発表願います（パワーポイント等は使用できません）。審査委員の構成：有識者2、行政1、認定NPO法人あさお市民活動サポートセンター役員2名です。審査のポイントは表のとおりですので、申請書の記入、プレゼンテーションにあたって留意して下さい。なお、申請内容によっては条件を付したうえで助成を決定する場合があります。選考結果は、4月中旬にお知らせします。

事業目的の公益性	麻生区の地域コミュニティの活性化を図るものか 区民に開かれた事業か（不特定多数の区民が事業による恩恵を受けられるか）
事業内容の具体性	事業内容が現実的であり実施可能か
市民活動の発展性	新たな展開と発展的な活動が期待できるか
事業実施の実務力	事業が実施できる体制か（人材の確保、団体の実績等） 事業予算の内容は適切か

8 交付決定後について

◆助成金の交付 団体名の金融機関の口座に振り込みます。（4月下旬を予定）

■確定スケジュールの提出

実施日、会場等の決定後、確定したスケジュールを提出してください。(6/17 最終〆切)

■広報の協力

やまゆりや麻生区役所が、チラシの置き場所の提供やホームページ掲載に協力します。ご相談下さい。

■助成事業であることの記載

作成するチラシ、ポスター等の広報物、プログラム等には、「2023年度麻生区地域コミュニティ活動支援事業の助成を受けて実施しています」と明記してください。

■中間報告

実施状況をお聞きするため「中間報告書」を提出していただきます。(10/31 最終〆切)

■報告書の作成

事業終了後、3月17日(金)までに「事業結果報告書(兼事業収支決算書)」を提出してください。また、2024年4月上旬に開催する報告会で報告していただきます。

領収書は、領収書貼付用紙に科目ごとに貼付してください。

なお、助成金に対応する部分の領収書は、原本を貼付してください。

■助成金の返還等

次の場合は、助成金の返還等を求めます。

- ① 虚偽の事業申請に基づいて助成を受けた場合
- ② 助成を受けた事業が中断または行われなかった場合
- ③ 「事業結果報告書(兼事業収支決算書)」の審査の結果、成果及び収支について不当と認められる場合
- ④ 正当な理由がなく、「事業結果報告書(兼事業収支決算書)」を提出しない場合、あるいは報告会に出席しない場合
- ⑤ 事業終了後、交付した助成金に余剰金が生じた場合

9 全体のスケジュール(2023年/2024年)

2-3月	4月	5月	6月	~	2月	3月	4月
説明会 2/3,10							報告会 4月上旬
募集 2/1 から 2/28	事業実施 ~ 2024 3/17						
	審査会 4/14						
	交付決定 4/19 前後						
	助成金 交付 4月下旬		確定スケジュール 提出 ~6/17	中間報告 提出 10/31		最終報告書 提出 3/17	